

報 道 資 料

発表日 令和2年12月21日

所 属 食と農の振興部農業水産振興課、畜産課

担 当 農業水産振興課 豊田・小島 0742-27-7480(3842)

畜産課 須原・高田 0742-27-7448(3882)

県内死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス 簡易検査陽性について

(1) 検査結果について

奈良県吉野郡大淀町で、12月20日(日)にオオタカ1羽の死亡個体が回収され、簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が出ました。

今後、環境省が、鳥取大学において高病原性鳥インフルエンザウイルスの確定検査を実施しますが、検査結果判明まで1週間程度かかる見込みです。検査の結果、陰性となる可能性もあります。

(2) 今後の対応について

〈野鳥対応〉

○回収地点から周辺10km圏内が「野鳥監視重点地域」に指定され、野鳥の監視を強化。

○現在実施中の、巡回観察およびそれに伴う死亡野鳥の回収を継続。

〈家きん飼養者対応〉

○半径3km内の県内家きん飼養者1戸について、電話により飼養状況を確認。

○県内家きん飼養者(95戸)に情報提供。

【報道機関へのお願い】

○鳥インフルエンザウイルスは、現場で取材される際などに靴底や車両を通じて拡散する懸念がありますので、検出地点周辺への立ち入りや取材は厳に慎むようお願いします。

○鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

○今後とも、本件に関する情報提供に努めますので、家きん生産者等の関係者や消費者が、根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。